

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

月岡西緑町3区地区 地区計画

計 画 書

富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画月岡西緑町3区地区地区計画を次のように決定する。

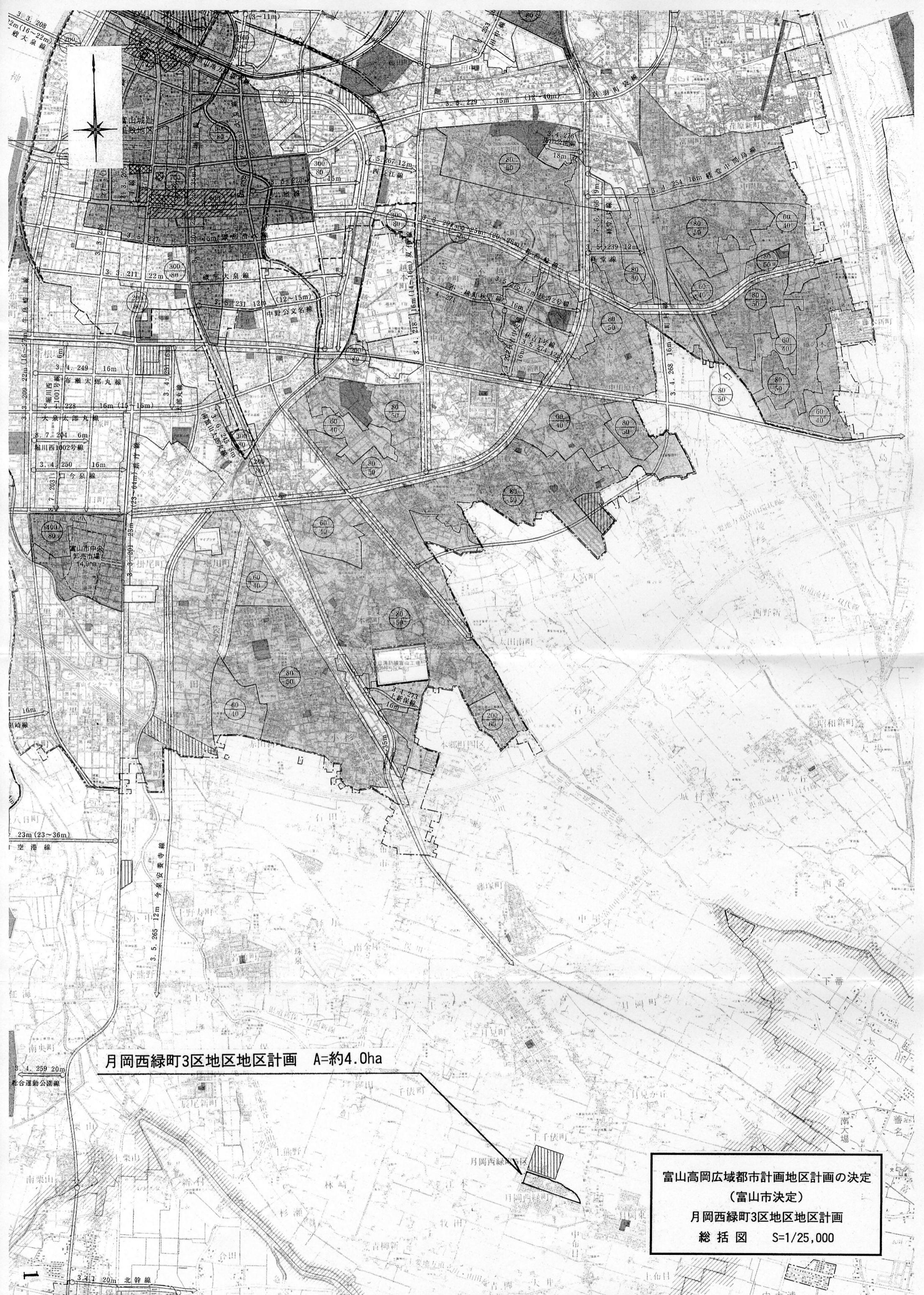
名 称	月岡西緑町3区地区地区計画
位 置	富山市月岡西緑町の一部
面 積	約4.0ha
地 区 計 画 の 目 標	<p>当地区は、富山県住宅供給公社により分譲された住宅団地であり、富山市中心部より南へ約10kmに位置し、周囲はみどり豊かな田園地帯で、自然景観が優れた地区である。</p> <p>現在、戸建住宅によるやすらぎに満ちた、みどり豊かで自然景観の優れた住宅地が形成されている。</p> <p>このため、地区計画を策定し、不良な街区の防止及びやすらぎに満ちた、みどり豊かな戸建住宅の誘導をはかり、自然景観の優れた、快適な居住環境を維持、形成することを目標とする。</p>
区域 保全 に 関 する 方針	<ul style="list-style-type: none"> ・地区施設の整備方針 地区内には、土地利用の整序が図られるように、主要区画道路及び区画道路が適正に配置されているほか、日常的なうるおいの場としての公園が設置されている。地区内にあるこれらの機能が損なわれないように、適切に維持、管理を行う。 ・建築物等の整備方針 やすらぎに満ちた、みどり豊かな戸建専用住宅を主体とし、周辺の自然環境や景観及び農業との調和を図りつつ良好でゆとりある住環境の維持、保全を図るため、建築物等の用途の制限、建ぺい率、敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、高さの最高限度、形態・意匠の制限、垣・さくの構造の制限を定める。
土 地 利 用 方 针	みどり豊かな潤いのある住宅地が形成されるよう、周辺の自然環境や景観及び農業との調和を図りつつ、良好でゆとりある住宅地が形成されるように、低層な戸建専用住宅を主体とした土地利用を図る。

地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	月岡西緑町3区地区
		地区の面積	約4.0ha
	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 建築基準法別表第二(い)項に定めるもののうち、第一号(長屋を除く)、第二号(建築基準法施行令第百三十条の三で定めるもののうち第一号から第四号及び第六号に限る)、第五号(神社に限る)、第八号、第十号に掲げるものとする。 (別紙参考資料参照)	
	建築物の建ぺい率の最高限度	10分の5	
	建築物の敷地面積の最低限度	240m ²	
	壁面の位置の制限	道路境界線からの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、それぞれ次のとおりとする。 (1) 2m以上 (2) 軒高3m以下の付属建築物にあっては1m以上 (ただし、交差点の隅切部分に車庫の出入口は設けないものとする。)
		隣地境界線からの距離	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、それぞれ次のとおりとする。ただし、出窓等で床面積に算入されない部分については、この限りではない。 (1) 1階又は地階にあっては1.5m以上。 (2) その他の階にあっては、2m以上。 (3) 軒高3m以下の付属建築物にあっては、0.5m以上。
	建築物等の高さの最高限度	地盤面(公社が分譲したときの敷地の地盤面)から、10m(軒高7m) 付属建築物の軒高は、3m	
	建築物の形態又は意匠の制限	建築物の屋根、外壁の意匠・形態は周辺の環境に調和したものとし、色彩は良好な住環境にふさわしい落ち着いた色合いのものとする。	
	かき又はさくの構造の制限	道路に接する部分に、かき又はさくを設置する場合は、原則として生垣とする。その他の構造とする場合は周辺の景観を損なわないものとし、透視可能の構造とする。	

参考資料

月岡西緑町3区地区計画区域内において建築することができる建築物は、次のとおりである。

- 1 住宅（長屋を除く）・・・建築基準法別表第二（い）項第一号
- 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる兼用住宅
・・・建築基準法別表第二（い）項第二号
ただし、延べ面積2分の1以上を居住の用に供し、かつ、次に示す用途を兼ねるもの（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートルを超えるものを除く。）とする。・・・建築基準法施行令第百三十条の三で定めるもののうち第一号から第四号及び第六号
 - ① 事務所（汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。）・・・建築基準法施行令第百三十条の三第一号
 - ② 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
・・・建築基準法施行令第百三十条の三第二号
 - ③ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗・・・建築基準法施行令第百三十条の三第三号
 - ④ 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）・・・建築基準法施行令第百三十条の三第四号
 - ⑤ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
・・・建築基準法施行令第百三十条の三第六号
- 3 神社・・・建築基準法別表第二（い）項第五号
- 4 診療所・・・建築基準法別表第二（い）項第八号
- 5 上記の建築物に附属するもの・・・建築基準法別表第二（い）項第十号



月岡西緑町3区地区 地区計画 計画図 S=1/5,000

地区計画区域
地区整備計画区域

A=約4.0ha

富山高岡広域都市計画地区計画の決定
(富山市決定)

月岡西緑町3区地区地区計画
計画図 S=1/5,000